

別 表

区分	対象規模	助成金交付額	交付対象経費
屋上緑化	<p>緑化対象面積が 10㎡以上であり、かつ、屋上面積の 10分の 2 以上の緑化を行うものであること。</p>	<p>① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2分の 1 を乗じて得た額（上限 80 万円）とする。</p> <p>② 交付対象事業費は、1 万 5 千円を上限とする平方メートル当たり単価に緑化対象面積を乗ずることにより算出する。</p>	<p>緑化費用のうち、植栽、植栽基盤、緑化区画造成、灌水施設及びコンテナ等容器の設置工事に係る費用</p>
壁面緑化	<p>つる性植物又はカセット式壁面緑化設備により、建築物の壁面に沿って 10 m 以上の延長のところに植栽するものであること。</p> <p>（つる性植物の場合は、延長 1 メートルにつき 3 本以上植栽するものであること。）</p>	<p>① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2分の 1 を乗じて得た額（上限 80 万円）とする。</p> <p>② 植栽のみの場合の交付対象事業費は、2 千 5 百円を上限とするメートル当たり単価に植栽延長を乗ずることにより算出する。</p> <p>③ 誘引資材を設置する場合の交付対象事業費は、1 万 5 千円を上限とする平方メートル当たり単価に植栽面積を乗ずることにより算出する。</p>	<p>緑化費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設及びコンテナ等容器の設置工事に係る費用</p>
生垣緑化	<p>4 m 以上 50m 未満の生垣延長のところに、高さ 1 m 以上の樹木を延長 1 m につき 2 本以上植栽するものであり、かつ、接道面から 7 m 以内のところに整備された緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。</p>	<p>① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2分の 1 を乗じて得た額（支柱がある場合の上限は 10 万円、支柱がない場合の上限は 5 万円）とする。</p> <p>② 支柱がある場合の交付対象事業費は、5 千円を上限とするメートル当たり単価に生垣設置延長を乗ずることにより算出する。</p> <p>③ 支柱がない場合の交付対象事業費は、2 千 5 百円を上限とするメートル当たり単価に生垣設置延長を乗ずることにより算出する。</p>	<p>緑化費用のうち、植栽、植栽基盤等生垣設置工事に係る費用</p>

空地緑化	緑化対象面積が 10 m ² 以上 80 m ² 未満であり、かつ、接道面から 7 m 以内のところに整備された緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限 20 万円）とする。 ② 交付対象事業費は、1 万円を上限とする平方メートル当たり単価に緑化対象面積を乗ずることにより算出する。 	緑化費用のうち、植栽、植栽基盤及び灌水施設の工事に係る費用
駐車場緑化	緑化対象面積が 10 m ² 以上 80 m ² 未満であり、かつ、接道面から 7 m 以内のところに整備された緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限 50 万円）とする。 ② 交付対象事業費は、1 万 5 千円を上限とする平方メートル当たり単価に緑化対象面積を乗ずることにより算出する。 	緑化費用のうち、植栽、植栽基盤、緑化保護資材及び灌水施設の工事に係る費用
玄関周り緑化	玄関周りの舗装されたスペースで、かつ、接道面から 7 m 以内のところに設置されたコンテナ等（1 基当たりの容積 100 リットル以上、5 基以内かつ固定のものに限る。）を用いた緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 助成金交付額は、交付対象事業費に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限 10 万円）とする。 ② 中木・低木・地被の混植の場合の交付対象事業費は、2 万円を上限とするコンテナ 1 基当たり単価にコンテナ数を乗ずることにより算出する。 ③ 中高木・低木・地被の混植の場合の交付対象事業費は、4 万円を上限とするコンテナ 1 基当たり単価にコンテナ数を乗ずることにより算出する。 	緑化費用のうち、植栽及びコンテナ等容器設置の工事に係る費用

備考 1 緑化対象面積の算出は、「みどりの補助金（名古屋市 民有地緑化助成事業）申請の手引き」中の「緑化面積の算出方法」に記載された方法による。

2 各緑化事業における 1 本当たりの樹木助成金交付額の上限は、次の各号に定める

とおりとする。

- 1) 高木・樹高 4.0m以上の樹木 1本当たり 3万円
- 2) 中高木・樹高 2.5m以上 4.0m未満の樹木 1本当たり 1万5千円
- 3 灌水施設は、原則として、1か所以上設置するものとする。
- 4 屋上緑化及び壁面緑化については、当該緑化事業の助成金交付額の範囲内において、1基当たりの容積 100 リットル以上のコンテナ等を使用して行うことができる。この場合における 1 基当たりの助成金交付金額の上限は、中木、低木、地被の混植のときは、2万円とし、中高木、低木、地被の混植のときは、4万円とする。